

## 「みんなの税関窓口」始めました。

まずは他人の権利を盾に安価な外国製品の輸入を食い止められないか検討しましょう

誰もが、外国からの安価な競合製品に頭を悩ませた経験があるはず。

なんとか食い止めたい。

でも手持ちの特許・商標なんてない。ってか、特許・商標なんてとったことない！

そんな貴方に、まずは特許・商標の「可能性」について実感してほしいから。

「みんなの税関窓口」始めます。

貴社からは、貴社製品と比べた競合製品の特徴や見分け方、外国の展示会や業界関係者からの情報などで知った輸出先や輸入者などの情報を伝えていただくだけ。

私は、その競合製品に関連して**第三者の特許権や商標権が成立していないか**を調べ、貴社から提供された情報と合わせて、税関の知的財産調査官に情報提供<sup>1</sup>します。

税関は、水際で侵害が疑われる競合製品を探知すると、権利者及び競合製品の輸入者の双方に連絡し意見を求めます。その後は権利者と輸入者との間で問題を解決することになります。輸入者は、その時点で大抵諦めるので、結果的に**貴方は権利を取ることなく、黒衣として情報提供し、他人の権利を盾に競合製品を封じることができます。**

**メリット1**. 匿名での情報提供なので、貴社と輸入者との間に全く波風が立たない点。競合製品の輸入者は、しばしば他の製品では貴社のお得意様だったりしますからね。

**メリット2**. ショッピングサイトなどで競合製品の出品を見つけて通報してもまともにとりあってくれないケース。ショッピングサイトは基本権利者の通報しか受け付けません。

**メリット3**. 貴社から情報提供するよりも客観性がある点。税関も、知財の専門家である弁理士が十分な情報を揃えて提供した方が真剣に対応していただけます。

**メリット4**. 権利者を説得しないでよい（他社の社内承認を得ないで良い）点。

**メリット5**. 競合製品の一部部品の輸入も食い止めることができる場合がある点。

**デメリット1**. 税関から情報提供者へのフィードバックがない点。税関が実際に動いたことの連絡はないので注意が必要です。製品の流通状況の変化から推し量ることになります。

**デメリット2**. 実際に動くかどうかは税関の裁量に服する点。

**デメリット3**. 国内で製造され流通する競合製品は、それを製造するために輸入する一部部品に権利侵害がある場合を除き、原則食い止められない点。

費用は5000円から。さあ、どんどん税関に情報提供していきましょう。

---

<sup>1</sup>税関が自発的に動く関税法69条の12の認定手続きは、権利者が自ら名前を公表したうえで申し立てる輸入差止申立手続（関税法69条の13）とは異なり、情報提供者の名前が公表されることはありません。つまり、貴方は黒衣として情報提供だけして、税関がその情報を元に自発的に探知することになります。